

参 考 資 料

目 次

資料 1	個人情報取扱に関する特記事項〔募集要項 4 (8) 関係〕	2
資料 2	県立病院における診療情報等の個人情報の提供等に関する指針（ガイドライン）〔募集要項 4 (8) 関係〕	6
資料 3	三重県病院事業庁医療事故等公表基準〔募集要項 4 (10) 関係〕	11
資料 4	メディカルサマースクール実施要領〔募集要項 5 (1)①イ(7)関係〕	13
資料 5	三重県地域防災計画（抜粋）〔募集要項 5 (1)①イ(ウ)関係〕	14
資料 6	成果目標の計上方法（「利用者満足度」の測定方法について）〔募集要項 5 (2) 関係〕	20
資料 7	三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱〔募集要項 8 (5) 関係〕	21
資料 8	三重県病院事業条例	31
資料 9	三重県病院事業条例施行規程	43
資料 10	県立病院改革に関する基本方針	52
資料 11	三重県病院事業当面の運営方針（平成 22 年度）	76
資料 12	三重県立志摩病院の概要	109
資料 13	施設全体図	118

上記のほか、下記の内容に関する資料を県のホームページで参照することができます。

内 容	ホームページのアドレス
三重県の条例等	（三重県法規集データベース） http://www3.e-reikinet.jp/mie-ken/d1w_reiki/reiki.html
グリーン購入	（三重県のグリーン購入取組について） http://www.pref.mie.jp/JINZAI/HP/iso14001/04green_kounyu.htm
ユニバーサルデザイン	（三重県ユニバーサルデザインのまちづくり） http://www.pref.mie.jp/UD/HP/index.htm
「人権尊重社会の実現」等の県の施策	（三重県総合計画 県民しあわせプラン 第二次戦略計画） http://www.pref.mie.jp/SHIAWASE/HP/keikaku2/index.htm
三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱	http://www.pref.mie.jp/D1SUITO/seido/shikaku/shikaku7.htm

〔 三重県病院事業庁のホームページ：<http://www.pref.mie.jp/D3BYOUGIN/>
三重県立志摩病院のホームページ：<http://www.shimahp.pref.mie.jp/> 〕

個人情報の取扱いに関する特記事項

注) 「甲」は三重県病院事業庁を、「乙」は指定管理者をいう。

1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、管理運営業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

乙は、管理運営業務に関して知ることができた個人情報をみだりに（又は甲の承諾なしに）他人に知らせてはならない。本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 責任体制の整備

乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

4 責任者等の報告

(1) 乙は、個人情報の取扱いの責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、書面により甲に報告しなければならない。

(2) 乙は、(1)の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

5 収集の制限

(1) 乙は、管理運営業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(2) 乙は、管理運営業務を処理するために個人情報を収集するときは、甲が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

6 利用及び提供の制限

乙は、管理運営業務に関して知り得た個人情報を甲の承諾なしに当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

7 教育の実施

乙は、管理運営業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、当該業務の目的以外の目的に使用してはならないこと及び三重県個人情報保護条例第13条、第68条、第69条及び第72条の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他管理運営業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

8 派遣労働者等の利用時の措置

(1) 乙は、管理運営業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本協定に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

(2) 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

9 再委託の禁止

(1) 乙は、管理運営業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(2) 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

- ① 再委託する業務の内容
- ② 再委託の相手方
- ③ 再委託の期間
- ④ 再委託が必要な理由
- ⑤ 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容
- ⑥ 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託の相手方の誓約
- ⑦ 再委託先の相手方の監督方法
- ⑧ その他甲が必要と認める事項

(3) 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託の相手方における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- ① 再委託先
- ② 再委託する業務の内容
- ③ 再委託の期間
- ④ 再委託先の責任体制等
- ⑤ 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法
- ⑥ その他甲が必要と認める事項

(4) 乙は、(3)の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

(5) 乙は、再委託を行った場合、再委託の相手方にこの協定に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託の相手方による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

(6) 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

10 個人情報の適正管理

乙は、管理運營業務を行うために利用する個人情報を持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- ① 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- ② 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- ③ 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- ④ 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- ⑤ 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- ⑥ 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- ⑦ 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- ⑧ 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

11 個人情報の返還、廃棄又は消去

- (1) 乙は、管理運營業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報について、本協定が終了し、又は解除された後において直ちに甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。
- (2) 乙は、(1)の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- (3) 乙は、パソコン等に記録された(1)の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- (4) 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。
- (5) 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

12 点検の実施

乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

13 検査及び立入調査

(1) 甲は、管理運営業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して検査を行うことができる。

(2) 甲は、前項の目的を達するため、個人情報を取り扱う場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又は管理運営業務の執行に関して必要な指示をすることができる。

14 事故発生時の対応

(1) 乙は、管理運営業務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(2) 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

県立病院における診療情報等の個人情報の提供等に関する指針（ガイドライン）

三重県病院事業庁

1 趣 旨

今日の医療においては、患者と医療従事者が共同して疾患を克服する視点が重視され、インフォームド・コンセントの理念に基づく医療の重要性が強調されている。

一方、患者等の知る権利を保証するため、カルテ等の診療情報を開示、提供していくことが、時代の要請となっている。

さらに本県では県民の知る権利や個人情報の適正管理等を保証する「三重県情報公開条例」及び「三重県個人情報保護条例」が制定されている。

この指針（ガイドライン）は、県立病院（以下「病院」という。）が、患者等の求めにより診療情報等の個人情報の提供・訂正・削除・利用停止・利用目的の開示・第三者提供の停止等を適切に行うための統一的な基準を定めるものである。

2 目 的

この指針（ガイドライン）は、「県立病院の基本理念」に基づき、患者の知る権利を保証し、医療サービスの内容を明らかにするとともに、患者が医療サービスを選択し、安心して受診できるシステムと環境を整えることにより、患者の人権を尊重し、良質で満足度の高い医療を実現することを目的とする。

3 提供等を行う診療情報等個人情報の範囲

提供等を行う診療情報等の個人情報の範囲は、病院の管理運営のため、医療の提供や学生の教育実習、症例研究等の目的で病院が作成又は収集した記録とする。

4 診療情報等の個人情報の提供等を申し出ることができる者（申出者）

診療情報等の個人情報の提供等を申し出ることができる者（以下「申出者」という。）は、次のとおりとする。

(1) 患者本人（「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」にいう精神障害者にあつては、同法第20条に規定する「保護者」を含む。）

(2) 上記（1）以外の者

ア 患者本人が未成年者若しくは成年被後見人である場合は法定代理人

但し、法定代理人が請求する場合で、患者本人が満15歳以上の場合は意思能力があると認められるので、本人の同意を必要とする。

イ 患者本人の閲覧が不可能な状態にある場合は、当該患者の同意を得ており、実質的に患者のケアを行っている親族。

任意代理人の要件については、事業庁が認める者。

5 診療情報等の個人情報の提供等の手続

診療情報等の個人情報の提供等の手続は、次のとおりとする。但し、日常の診療活動における診療情報等の個人情報の説明において、一部の記録を閲覧に供する場合には、この手続を省略することができる。

- (1) 申出者は、「個人情報提供等申出書（別紙1）」（以下「申出書」という。）を病院長へ提出しなければならない。この申出書の受付と申出者の確認は、当該病院個人情報保護対策室（運営調整部）において行う。
- (2) 院長は、申出書を受け付けた日の翌日から起算して10日以内に、提供等の可否などについて決定し、申出者に対して「個人情報取扱回答書（別紙2）」により遅滞なく通知する。但し、やむを得ない理由により、規定の期間内に決定することができないときは、申出書を受け付けた日の翌日から起算して30日を限度として、その期間を延長することができる。この場合、速やかに延長の期間及び理由を申出者に通知するものとする。
- (3) 院長は、提供の可否等の決定にあたり、個人情報保護推進情報委員会の意見をあらかじめ聞くものとする。
但し、特に問題がないと院長が判断したときは、委員会での審議を省略することができる。この場合は直近の委員会に報告する。
- (4) 診療情報等の個人情報の提供等は、閲覧及び口頭での説明によることを原則とする。但し、申出者の求めがあれば、診療情報等の個人情報の提供については要約書を作成して交付すること及び「写し」の交付を行うことも差し支えない。
- (5) 診療情報等の個人情報の提供等は、病院内の指定する場所で行う。
その際、申出者の求めがあれば、主治医（又は責任部医長）等はその記載内容について説明するものとする。
- (6) 申出者が、病院が保有する診療情報等の個人情報（原本）を病院外へ持ち出すことは禁止する。
- (7) 個人情報の秘密保持の観点から、申出者に対し、自己の責任において、当該情報の管理を慎重に行うよう注意を喚起するものとする。

6 診療情報等の個人情報を提供等を行わないことができる場合

提供等の申出がされた診療情報等の個人情報、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該診療情報等の個人情報の提供等を行わないことができるものとする。但し、患者の求めに応じ提供等を行うという原則の中での例外的対応であるから、画一的判断をすることなく、一部提供を含めて、個人情報保護推進委員会において、あくまでも個別に慎重な判断を行うこととする。

- (1) 提供等を行うことで治療上の悪影響が懸念されるなど、業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがあるとき。

《予測される事例》

- ・悪性腫瘍、精神疾患、遺伝性疾患等の患者で、治療内容や予後等について十分な説明をしたとしても、患者本人に心理的影響を与え、治療効果等に悪影響を及ぼすと考えられる場合。

- (2) 第三者から得た情報で、当該第三者の了解を得られないとき

《予測される事例》

- ・紹介状に含まれる情報など第三者から得た情報であって、かつ、提供等について

当該第三者の了解を得られない場合。

(3) 関係者の権利利益を損なうおそれがあるとき

《予測される事例》

・ 申出者への診療情報の提供等により、家族、医療従事者及びその他の第三者が、当該患者の攻撃の対象となる可能性の高い場合など、情報の提供等を拒む正当な理由がある場合。

(4) 未成年者の法定代理人による提供等の申出がなされた場合であって、提供等を行うことが当該未成年者の利益に反すると認められるとき

《予測される事例》

・ 法定代理人（親）による虐待を受けた未成年者（子供）の心情等を記録した文書や法定代理人が未成年者に対する権利侵害について刑事上の責任を問われている場合などにおける当該権利侵害に係る当該未成年者の個人情報記録された文書について提供の申出がなされた場合であって、これを提供することが、当該未成年者の利益に反する場合。

7 診療情報等の個人情報の提供等に必要な費用の徴収

閲覧、口頭による説明については無料とする。但し、診療情報等の個人情報の写しの作成に要する費用（資料提供するために作成したものを含む。）として納入する額は、写し1枚（日本工業規格A3判以内の大きさ）につき白黒10円、カラー40円とする。また両面コピーした場合は、2枚と換算して算定する。

なお、これを越える大きさのものについては、A3判による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

また、放射線フィルム等の写しは実費とする。

8 情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示請求との関連について

診療情報の提供にかかる「三重県情報公開条例」及び「三重県個人情報保護条例」に基づく「開示請求」について決定する場合においては、個人情報保護推進委員会により審議することとする。

9 その他

この指針（ガイドライン）に基づく運用上の問題点等については、適宜検討し、この指針の見直しを行うものとする。

附則

この指針（ガイドライン）は、平成17年4月1日から運用する。

附則

「県立病院における診療情報の提供に関する指針（ガイドライン）」（平成14年10月1日制定）は廃止する。

個人情報提供等申出書

年 月 日

病院長様

 申出者 住 所
 氏 名
 電話番号

下記のとおり申し出ます。

1 申出に係る個人情報の内容			
2 提供等の区分 (○で囲む)		提供 (・閲覧 ・口頭による説明) 訂正 削除 その他	
3 患者本人以外の提供の申出の場合の患者本人の氏名等	患者本人の状況 (○で囲む)	(1) 成年被後見人 (2) 未成年者 (満15歳以上) (3) 未成年者 (満15歳未満) (4) その他 ()	
	患者本人の氏名		
	患者本人の住所及び電話番号		
* 事務担当 処理欄	申出者本人確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険証 (4) その他 ()	
	申出者資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他 ()	
* 備 考			

- 注 1 「申出に係る個人情報の内容」欄は、提供等の申出をしようとする個人情報が特定できるよう具体的に記入して下さい。
- 2 法定代理人による申出の場合は、申出者であることを証明する書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示して下さい。また、患者本人（成年被後見人を除く）以外の申出の場合は、本人の同意書（様式任意）を提出して下さい。
- 3 「本人の住所及び電話番号」欄には、本人の連絡先が本人の住所及び電話番号と異なるときは、連絡先も併せて記入して下さい。
- 4 「閲覧」及び「口頭による説明」の結果で、さらに「要約書の交付」「写しの交付」を希望されることも可能です。
- 5 *印欄は、記入しないで下さい。

第 年 月 日
 号 日

個人情報取扱回答書

様

病 院 長

年 月 日付けで受付けた診療情報等の個人情報の提供等の申し出に対して、次のとおり取り扱うことにしましたので通知します。

1 申し出の取扱い	提 供 (全部提供 一部提供 非提供) 訂 正 (全部訂正 一部訂正 非訂正) 削 除 (全部削除 一部削除 非削除) その他 ()	
2 取扱いの内容		
3 取扱いの理由		
4 提供の日時及び場所 (全部提供及び一部提供の場合)	日 時	年 月 日 : 午 時 分
	場 所	
5 病院事務担当	電話番号	
6 備考		

注 全部提供及び一部提供を受けられる方は、上記の日時にこの回答書と申出者本人であることを証明する書類を持参して下さい。また、当日おいでになれない場合は事前に電話等で病院事務担当まで連絡して下さい。

他の取扱いで内容等の詳細な説明を求められる方は、電話等で病院事務担当まで連絡して下さい。

三重県病院事業庁医療事故等公表基準

1 医療事故公表の意義

県立病院には、医療従事者として医療における安全管理を追求していくため、自ら医療事故を公表する責務がある。医療事故の事実と対応策を公表することは、医療の透明性を高め、県民からの信頼を得るとともに、他の医療機関への情報提供にもなり、医療の安全管理に資することとなる。ここで重要なことは、患者様や県民には事故の原因とその背景となった問題点を明らかにするだけでなく、事故に対しどのような対策が施され、その結果何が改善されたかを知る権利があるということである。それに応じて事故防止をはかることが最大の目的でもある。

2 用語の定義

(1) 医療事故

この公表基準に規定する「医療事故」とは、患者様が本来持っていた疾病や体質などの基礎的条件によるものではなく、医療においてその目的に反して生じた有害な事象を指す。医療事故には、医療内容に問題があって起きたもの（過失による医療事故：医療過誤）と医療内容に問題がないにもかかわらず起きたもの（過失のない医療事故）とがある。

(2) ヒヤリ・ハット事例

日常診療で患者様に被害を及ぼすことはなかったが、「ヒヤリ・ハット」した体験、いわゆるインシデントをヒヤリ・ハット事例といい、次のような場合が該当する。

(ア) ある医療行為が仮に実施されたとすれば、患者様に何らかの被害が予測される場合

(イ) ある医療行為が実施されたが、結果的に実体として患者様に被害がなく、またその後の観察も不要であった場合

なお、ヒヤリ・ハット事例は医療事故として取り扱わない。

3 医療事故のレベル

医療事故の発生により生じた影響の大きさに応じて、そのレベルを以下のとおり設定する。

レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・事故を原因として、生活にほとんど影響しない軽度な後遺症が残った場合 ・事故により、当初必要でなかった治療や処置が新たに必要となり、入院日数又は外来通院の増加が必要になった場合
レベル2	<ul style="list-style-type: none"> ・事故を原因として、一時的に生命徴候（バイタルサイン）に重大な影響を与え、治療を要したが、回復した場合や生活に影響する中等度の後遺症が残った場合
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・事故を原因として、生活に影響する高度の後遺症が残った場合及び患者様の治療経過に重大な影響を与えた場合
レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ・事故により、死亡した場合

4 公表基準

庁長は、次のいずれかに該当する医療事故が発生した場合、これを公表する。

- (1) 上表レベル3～4に相当する過失のある医療事故は、原則公表する。
- (2) 上表レベル1～2に相当する過失のある医療事故は、包括的に公表する。

なお、過失のない医療事故または医療行為以外の事故であっても、社会的影響を考慮のうえ、必要があればこれを公表する。

5 患者様及びご家族等への配慮

- (1) 公表にあたっては、事前に患者様及びご家族等に十分説明を行い、原則として書面により同意を得る。
- (2) 公表する内容から、患者様や職員が特定、識別されないように十分配慮する。

6 病院事業庁の責務

- (1) 医療事故（ただし、個人の故意または重大な過失による医療過誤を除く。）にかかる責任は、病院事業庁が負う。
- (2) 病院事業庁は、医療事故防止のための業務改善に向けた組織的な取組を行うものとする。

7 その他

この基準の運用にあたって必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成14年8月1日から適用する。

平成21年度「メディカル サマースクール」実施要領

1. 事業の目的

地域の中学生・高校生を対象とし、医療従事者や医療職を志す人たち（医学生・看護学生等）との交流を通じて、医療についてのイメージを育み、医療の世界を目指すきっかけを作ることを目的とする。

2. 開催日程

平成21年8月8日（土）10:00～15:00

3. 開催場所

合歓の郷 エクシード（住所：志摩市浜島町大崎半島）

4. 事業参加対象者

- ・医療に興味・関心を持つ鳥羽志摩地域の中学生及び高校生
- ・医学生、看護学生

【参加人数：120名程度】

5. 参加費

無料（合歓の郷入場料・昼食料・スクール参加費等）

6. 内容

- ・各医療体験ブース
- ・救命シミュレーション（劇）
- ・海外医療体験などのお話
- ・病院で働く人々の職業紹介

7. 送迎あり

- ・当日バス運行します

8. 事業運営

主催：三重県立志摩病院、志摩医師会、三重県健康福祉部

共催：鳥羽市 志摩市 NPO法人MMC卒後臨床研修センター

後援：三重県教育委員会 鳥羽市教育委員会 志摩市教育委員会

第13節 医療・救護計画

第1項 計画目標

- 大規模災害発生時には医療救護需要が極めて多量、広域的に発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応できる応急医療体制を整備する。
- 災害時に大量に必要となることが想定される医療品等を確保・調達する体制を整備する。

第2項 対策

■県が実施する対策

1 医療体制の整備

(1) 初期医療体制の整備

ア 災害現場におけるトリアージ体制の検討(健康福祉部、防災危機管理部)

大規模災害発生時には、被災地が広範に及び、医療関係者による適切な治療の優先度を判断するトリアージが困難となるため、救急隊員や消防団員等によるトリアージが実施できるよう教育、研修体制の検討を行う。

イ トリアージタグの標準化等の検討(健康福祉部、防災危機管理部)

トリアージタグの標準化、保管方法、配布方法等について検討を行う。

ウ 医療救護班または災害派遣医療チーム(以下「DMAT」という。)の編成(健康福祉部)

医療救護班またはDMAT(以下「医療救護班等」という。)の編成等については、第3章第11節「医療・救護活動」に定めるところによる。

(2) 後方医療体制等の整備

ア 医療機関相互の連携体制及び役割分担の整備(健康福祉部)

災害時に多数の人命の救助、医療救護を可能にするため、救護所等におけるトリアージやその度合いに応じた医療機関への搬送等を迅速に行える連携体制及び災害拠点病院、救急病院等の医療機関の役割分担の整備を図る。

イ 災害拠点病院の整備(健康福祉部)

被災地が広範囲にわたる場合に、地域の医療機関の支援を行う災害拠点病院の指定を行うとともに、災害拠点病院として必要な機能の整備を図る。

災害拠点病院の指定状況及び役割等は、次のとおりである。

名称	医療圏	設置場所	役割・必要機能等
基幹災害医療センター	県内全域	三重県立総合医療センター	・負傷者の広域搬送にかかる地域災害医療センター間の調整機能 ・要員の訓練・研修機能 ・地域災害医療センターの機能
地域災害医療センター	北勢	三重県厚生連いなべ総合病院	・重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能 ・被災地からの重傷者の受入れ機能 ・負傷者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能 ・自己完結型の医療救護班等の派遣機能 ・地域の医療機関への応急用資機材の貸し出し機能
		三重県厚生連鈴鹿中央総合病院	
		市立四日市病院	
		中勢伊賀	
	南勢志摩	伊賀市立上野総合市民病院	
		山田赤十字病院	

		総合病院松阪市民病院	
		三重県立志摩病院	
	東紀州	尾鷲総合病院	

ウ 医療情報の収集、伝達手段の整備（健康福祉部、防災危機管理部、警察本部）

(ア) 災害時における医療機関の診療の可否、受入可能患者数、患者転送要請数、医薬品等の備蓄状況、ライフラインの状況等、医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、広域災害・救急医療情報システムの整備充実を図る。

(イ) 各地域の医療機関の被害状況を把握するため、保健所をはじめ消防本部、自衛隊、警察本部等が収集した情報を多角的に活用する仕組みについて検討を行う。

エ 患者搬送体制の整備（健康福祉部、防災危機管理部）

被災地から診療可能な医療機関への搬送や重篤患者の災害拠点病院への搬送体制の整備を図る。重篤患者の搬送については、ヘリコプターの有効活用を図るとともに、ヘリポートの確保に努めるものとする。

(3) 災害医療コーディネーターの養成等（健康福祉部）

災害時における医療救護班等の配置・撤去の判断、救護班と医師会との連携・調整等、災害医療全般にわたるコーディネートを行う災害医療コーディネーターの養成等を行う。

災害医療コーディネーターは、日頃から地域の医師等に対して災害医療の研修等を、県と協力して実施するよう努める。

なお、災害医療コーディネーターの役割については、第3章第11節「医療・救護活動」に定めるところによる。

2 医薬品等の確保・供給

(1) 医薬品・衛生材料等の備蓄（健康福祉部）

災害直後の初動期に必要な医薬品・衛生材料等を3ヶ所（津市、志摩市、熊野市）にある県直轄の在庫備蓄及び三重県医薬品卸業協会に委託している5地域（四日市・津・伊勢・伊賀・尾鷲）の流通備蓄により対応する。

(2) 医薬品・衛生材料等の調達・分配（健康福祉部）

県災対本部に派遣された災害医療コーディネーターの指導のもと、県が備蓄している医薬品・衛生材料等を被災地内の医療機関等へ供給するとともに県内医療機関及び医薬品等関係機関の協力を得て、必要な医薬品・衛生材料等の調達・分配を行う体制を構築する。

また、必要に応じて、国及び他府県に対しても医薬品・衛生材料等の提供の要請を行う体制を構築する。

関係機関

三重県赤十字血液センター	血液製剤の供給
三重県医薬品卸業協会	医薬品・衛生材料の供給
三重県薬剤師会	医薬品・衛生材料の供給
三重県薬種商協会	〃
三重県薬事工業会	〃
三重県医薬品配置協議会	〃
東海歯科用品商協同組合三重県支部	歯科用医薬品・衛生材料の供給
三重県医科器械協会	衛生材料の供給
有限責任中間法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部医療ガス部門三重支部会	医療用ガスの供給

(3) 援助物資の活用（健康福祉部）

国及び他府県等からの援助物資（医薬品等）の活用を図るため、その受入れ及び供給体制を構築する。

3 医療機能の確保（健康福祉部、県立病院）

救急医療機関の保有する施設・設備については、停電時でも利用可能となるよう自家発電設備等の整備に努める。

■市町が実施する対策

1 医療体制の整備

(1) 救護所設置場所の事前指定

救護所の設置場所については、下記の点を考慮に入れ、市町の実情に合わせてあらかじめ候補地を選定しておくとともに、住民への周知を図っておくものとする。

・災害拠点病院、救急病院、消防署等周辺の公共施設及び空地

(2) 自主救護体制の確立

医療救護班等の編成、出動について地元医師会と協議して計画を定めるとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や医療救護班等の活動支援などについて、自主救護体制を確立するための計画を定めておくものとする。

(3) 医療機能の確保

「＜県が実施する対策＞ 3 医療機能の確保」に準ずる。

2 市町地域防災計画で定める事項

(1) 実施責任

(2) 災害医療体制の整備

(3) 医薬品等の確保

(4) 医療マンパワーの確保

(5) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 医療体制の整備（関係医療機関）

「＜県が実施する対策＞ 1 医療体制の整備」に準ずる。

2 医薬品等の確保（関係医療機関）

「＜県が実施する対策＞ 2 医薬品等の確保・供給」に準ずる。

3 医療機能の確保（関係医療機関）

「＜県が実施する対策＞ 3 医療機能の確保」に準ずる。

第15節 医療・救護計画

第1項 計画目標

- 東海地震、東南海・南海地震等大規模地震発生時には医療救護需要が極めて多量、広域的に発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応できる応急医療体制を整備する。
- 災害時に大量に必要となることが想定される医療品等を確保・調達する体制を整備する。

第2項 対策

■県が実施する対策

1 医療体制の整備

(1) 初期医療体制の整備

ア 災害現場におけるトリアージ体制の検討（防災危機管理部、健康福祉部）

大規模地震発生時には、被災地が広範に及び、医療関係者による適切な治療の優先度を判断するトリアージが困難となるため、救急隊員や消防団員等によるトリアージが実施できるよう教育、研修体制の検討を行う。

イ 被災地における医療体制の検討（防災危機管理部、健康福祉部）

災害発生直後の急性期における救助活動について、消防機関と医療関係者（災害拠点病院等の医師や看護師）が連携して行う仕組みづくり（SRM：サーチ&レスキュー・メディカルアシストチーム）の検討を行う。

ウ トリアージタッグの標準化等の検討（防災危機管理部、健康福祉部）

トリアージタッグの標準化、保管方法、配布方法等について検討を行う。

エ 医療救護班等の編成（健康福祉部）

医療救護班または災害医療派遣チーム（以下「DMAT」という。）の編成等（以下「医療救護班等」という。）については、第4章第11節「医療・救護活動」に定めるところによる。

(2) 後方医療体制等の整備

ア 医療機関相互の連携体制及び役割分担の整備（健康福祉部）

災害時に多数の人命の救助、医療救護を可能にするため、救護所等におけるトリアージやその度合いに応じた医療機関への搬送等を迅速に行える連携体制及び災害拠点病院、救急病院等の医療機関の役割分担の整備を図る。

イ 災害拠点病院の整備（健康福祉部）

被災地が広範囲にわたる場合に、地域の医療機関の支援を行う災害拠点病院の指定を行うとともに、災害拠点病院として必要な機能の整備を図る。

災害拠点病院の指定状況及び役割等は、次のとおりである。

名称	医療圏	設置場所	役割・必要機能等
基幹災害医療センター	県内全域	三重県立総合医療センター	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の広域搬送にかかる地域災害医療センター間の調整機能 ・要員の訓練・研修機能 ・地域災害医療センターの機能
地域災害医療センター	北勢	三重県厚生連いなべ総合病院	<ul style="list-style-type: none"> ・重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能 ・被災地からの重傷者の受入れ機能
		三重県厚生連鈴鹿中央総合病院	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
		市立四日市病院	<ul style="list-style-type: none"> ・自己完結型の医療救護班等の派遣機能 ・地域の医療機関への応急用資機材の貸し出し機能
	中勢伊賀	国立大学法人三重大学医学部附属病院	

		伊賀市立 上野総合市民病院	
	南勢志摩	山田赤十字病院	
		総合病院松阪市民病院	
		三重県立志摩病院	
	東紀州	尾鷲総合病院	

ウ 医療情報の収集、伝達手段の整備（防災危機管理部、健康福祉部、警察本部）

（ア）災害時における医療機関の診療の可否、受入可能患者数、患者転送要請数、医療品等の備蓄状況、ライフラインの状況等、医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、広域災害・救急医療情報システムの整備充実を図る。

（イ）各地域の医療機関の被害状況を把握するため、保健所をはじめ消防本部、自衛隊、警察本部等が収集した情報を多角的に活用する仕組みについて検討を行う。

エ 患者搬送体制の整備（防災危機管理部、健康福祉部）

被災地から診療可能な医療機関への搬送や重篤患者の災害拠点病院への搬送体制の整備を図る。重篤患者の搬送については、ヘリコプターの有効活用を図るとともに、ヘリポートの確保に努めるものとする。

（3）災害医療コーディネーターの養成等（健康福祉部）

災害時における医療救護班等の配置・撤去の判断、医療救護班等と医師会との連携・調整等、災害医療全般にわたるコーディネートをを行う災害医療コーディネーターの養成等を行う。

災害医療コーディネーターは、日頃から地域の医師等に対して災害医療の研修等を、県と協力して実施するよう努める。

災害医療コーディネーターの役割については、第4章第11節「医療、救護活動」に定めるところによる。

2 医療品等の確保・供給

（1）医療品・衛生材料等の備蓄（健康福祉部）

災害直後の初動期に必要な医薬品・衛生材料等を3ヶ所（津市、志摩市、熊野市）にある県直轄の在庫備蓄及び三重県医薬品卸業協会に委託している5地域（四日市・津・伊勢・伊賀・尾鷲）の流通備蓄により対応する。

輸血用血液製剤は、三重県赤十字血液センターに備蓄する。

（2）医薬品・衛生材料等の調達・分配（健康福祉部）

県災対本部に派遣された災害医療コーディネーターの指導のもと、県が備蓄している医薬品・衛生材料等を被災地内の医療機関等へ供給するとともに県内医療機関及び医薬品等関係機関の協力を得て、必要な医薬品・衛生材料等の調達・分配を行う体制を構築する。

また、必要に応じて、国及び他府県等に対しても医薬品・衛生材料等の提供の要請を行う体制を構築する。

関係機関

三重県赤十字血液センター	血液製剤の供給
三重県医薬品卸業協会	医薬品・衛生材料の供給
三重県薬剤師会	〃
三重県薬種商協会	〃
三重県薬事工業会	〃
三重県医薬品配置協議会	〃
東海歯科用品商協同組合三重県支部	歯科用医薬品・衛生材料の供給

三重県医科器械協会

衛生材料の供給

有限責任中間法人日本産業・医療ガス協会

東海地域本部医療ガス部門三重支部会

医療用ガスの供給

(3) 援助物資の活用 (健康福祉部)

国及び他府県等からの援助物資(医薬品等)の活用を図るため、その受入れ及び供給体制を構築する。

3 医療機能の確保

救急医療機関の保有する施設・設備については、停電時でも利用可能となるよう自家発電設備等の整備を促進する。

■市町が実施する対策

1 医療体制の整備

(1) 救護所設置場所の事前指定

救護所の設置場所については、下記の点を考慮に入れ、市町の実情に合わせてあらかじめ候補地を選定しておくとともに、住民への周知を図っておくものとする。

・災害拠点病院、救急病院、消防署等周辺の公共施設及び空地

また、診療所を始めとする民間医療機関の活用についても検討していくものとする。

(2) 自主救護体制の確立

応急救護所の設置、医療救護班等の編成、出動について地元医師会と協議して計画を定めるとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や医療救護班等の活動支援などについて、自主救護体制を確立させるための計画を定めておくものとする。

2 医療機能の確保

「<県が実施する対策> 3 医療機能の確保」に準ずる。

3 市町地域防災計画で定める事項

(1) 実施責任

(2) 災害医療体制の整備

(3) 医薬品等の確保

(4) 医療マンパワーの確保

(5) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 医療体制の整備 (関係医療機関)

「<県が実施する対策> 1 医療体制の整備」に準ずる。

2 医薬品等の確保 (関係医療機関)

「<県が実施する対策> 2 医薬品等の確保・供給」に準ずる。

3 医療機能の確保 (関係医療機関)

「<県が実施する対策> 3 医療機能の確保」に準ずる。

成果目標の計上方法

(「利用者満足度」の測定方法について)

現在、志摩病院における「利用者満足度」の把握は、下記の方法により行っています。

患者様に対するアンケートを実施し、「自分の親しい友人や家族が病気になったとき、この病院を推薦しますか」との質問に対して、「推薦する」または「どちらかと言えば推薦する」と回答した比率。

(算定方法)

- ・ アンケートにおける回答の選択肢は、下記の6項目。
①推薦、②どちらかと言えば推薦、③どちらかと言えば不推薦、④不推薦、⑤分からない、⑥無回答
- ・ 上記アンケートにおける①から⑤までの回答数の合計を分母とし、①と②の回答数の合計を分子として利用者満足度を算定。

<参考：アンケートの実施状況（平成21年度）>

入院患者様分

- ・ 実施期間：11月16日～12月15日
- ・ 実施方法：実施期間中に退院される患者様を対象に実施。
退院までにアンケート用紙を配布し、退院時に看護職員等が回収する。
- ・ 総回答数：67

外来患者様分

- ・ 実施日：11月27日
- ・ 実施方法：来院した患者様等を対象に実施。
1階ロビーにてアンケート用紙を配布・回収する。
- ・ 総回答数：139

三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三重県病院事業庁が発注する物件関係契約の適正な執行を確保するため、三重県病院事業庁として契約の相手方とはしない事業者の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物件関係契約 物件の買入れ及び製造、役務の提供その他の契約（建設工事、測量及び建設コンサルタント等に係るものを除く。）をいう。
- (2) 事業者 三重県病院事業庁と物件関係契約を締結しようとする意思のある法人及び個人をいう（現に三重県病院事業庁と契約を締結している者及び三重県物件等電子調達システム利用登録者をいう）。
- (3) 役員等 次に掲げる者をいう。
 - ア 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者
 - イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者及び経営に実質的に関与している者
 - ウ 個人にあつては、その者及びその者の支配人
- (4) 契約締結権者等 「三重県病院事業庁会計規程」（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第十四号。以下「規程」という。）第二条第八号に定める契約締結権者（以下「契約締結権者」という。）及び「三重県病院事業庁事務決裁及び委任規則」（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第三号）等それぞれの機関での委任又は専決に係る規定等で契約行為に係る権限が委任又は専決されている者をいう。
- (5) 落札資格 規程第百二十一条第一項及び同条第二項に規定する競争入札参加資格のうち入札後に資格確認を行うものをいう。
- (6) 落札候補者 競争入札において入札書を提出し、落札順位一位となったが、落札資格の有無について確認できていないものをいう。
- (7) 落札資格停止 別表に定める資格停止要件の一に該当する事業者であるため、落札資格がないとし、一定期間物件関係契約の相手方とはしないことをいう。
- (8) 落札資格停止者 落札資格停止の措置を受けている期間中の者をいう。
- (9) 落札資格停止対象者 別表資格停止要件の一に該当していると推定される者をいう。
- (10) 他の公共機関 国、三重県病院事業庁を除く他の地方公共団体、公社及び公団等をいう。

(落札資格停止の決定機関)

第3条 三重県病院事業庁が発注する物件関係契約に係る落札資格停止(落札資格停止の期間変更及び解除を含む。)の決定は、病院事業庁長が「病院事業庁物件関係落札資格停止審査会設置要綱」により設置する病院事業庁物件関係落札資格停止審査会(以下「審査会」という。)に諮り行う。

(落札資格停止)

第4条 病院事業庁長は、審査会において、事業者が別表の各号に掲げる資格停止要件の一に該当すると認め、別表の各号に定める期間の範囲内で期間を定めたときは、当該事業者について落札資格停止を行うものとする。

2 契約締結権者等は、入札を行うに当たり、落札資格停止対象者が落札候補となったときは、落札決定することなく直ちに第一号様式により病院事業庁長に前条の審査を依頼しなければならない。ただし、災害等急を要する場合において病院事業庁長が認めるときは、入札前に依頼することができる。

3 病院事業庁長は、前項の場合において、落札資格停止の決定を行ったときは、当該落札候補者の入札の無効について決定するものとする。

4 第二項及び前項の規定は、公募により随意契約を締結する場合について準用する。

5 病院事業庁長は、契約締結権者等から第十一条の規定により報告がされたときは、前条の規定に基づき審査会に諮るものとする。

6 病院事業庁長は、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第三条、同要綱第四条第二項及び同要綱第七条第二項の規定により落札資格停止の決定を行うときは、前項の規定を準用する。

7 「三重県建設工事等入札参加資格(指名)停止措置要領」(平成十九年県土整備部長通知)及び「三重県物件関係落札資格停止要綱」(平成十九年出納局長通知)に基づき事業者について入札参加資格(指名)停止が行われたときは、当該事業者について、第一項に基づき落札資格停止が行われたものとする。

(下請負人に関する落札資格停止)

第5条 病院事業庁長は、前条第一項の規定により落札資格停止の決定を行う場合において、当該落札資格停止について責を負うべき下請負人があるときは、当該下請負人について、前条第一項の規定に基づき元請負人の落札資格停止期間の範囲内で期間を定め、落札資格停止の決定を行うものとする。

(共同企業体に関する落札資格停止)

第6条 病院事業庁長は、第四条第一項の規定により共同企業体について落札資格停止を行うときは、当該共同企業体の構成員(明らかに当該落札資格停止について責を負

わないと認められる者を除く。)について、第四条第一項の規定に基づき当該共同企業体の落札資格停止期間の範囲内で期間を定め、落札資格停止の決定を行うものとする。

(落札資格停止の期間の特例)

第7条 事業者が、一の事案により別表の各号に定める落札資格停止要件の二以上に該当したときは、当該落札資格停止要件ごとに定める期間の短期及び長期のうち、それぞれ最も長いものをもって落札資格停止期間の短期及び長期とする。

2 事業者が、次の各号の一に該当することとなったときは、落札資格停止の期間を加重するものとする。

(1) 落札資格停止の期間中又は当該期間の満了後一年を経過するまでの間に、別表の各号に掲げる資格停止要件に新たに該当することとなったとき。

(2) 別表第二第二号、同第三号及び同第六号の資格停止要件に係る落札資格停止の期間の満了後十年を経過するまでの間に、別表第二第二号、同第三号及び同第六号の資格停止要件に新たに該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 落札資格停止すべき事案について、特別の事由があるため、別表の各号及び前二項の規定による落札資格停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、落札資格停止の期間を短期の期間の二分の一まで短縮することができるものとする。

4 落札資格停止すべき事案について、極めて悪質であるとき、又は極めて重大な結果生じさせたため、別表の各号及び第一項の規定による落札資格停止の期間の長期を超える期間を定める必要があるときは、落札資格停止の期間を長期の期間の二倍まで延長することができるものとする。ただし、その期間は三年を超えることはできない。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する落札資格停止の期間の特例)

第8条 病院事業庁長は、第四条の規定により落札資格停止を行う際に、事業者が「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなったときは、落札資格停止の期間を加重するものとする。

(1) 三重県病院事業庁職員が、談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合にあつて、事業者が当該事実を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第二第二号又は同第三号に該当したとき。

(2) 別表第二第二号又は同第三号に該当する事業者（その役員又は使用人を含む。）が、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令、課徴金納付命令若しくは審決、又は「刑法」（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の三第一項に規定する競売入札妨害（以下「競売入札妨害」という。）若しくは同条の三第二項に規定する談合（以下「談合」という。）に係る確定判決において、当該独占禁止法

違反、競売入札妨害又は談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- (3) 「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」（平成十四年法律第百一号）第三条第四項の規定に基づく県の調査の結果、入札談合等関与行為があり、又は明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第二第二号に該当する事業者が、契約締結権者等に対して不正行為の働きかけを行った場合等、特に悪質な事由があるとき。
- (4) 別表第二第二号に該当する事業者について、独占禁止法第七条の二第六項の規定の適用があったとき（前二号に掲げる場合を除く。）。
- (5) 県若しくは他の公共機関の職員が、競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで提訴されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第二第三号に該当する事業者が、契約締結権者等に対し不正行為の働きかけを行った場合等、特に悪質な事由があるとき。

（落札資格停止の期間変更等）

第9条 落札資格停止者について、当該落札資格停止に係る事案の内容、経過等により、特に必要と認められるときは、別表の各号及び前条に定める期間の範囲内で落札資格停止の期間を変更し、又は落札資格停止を解除することができるものとする。

（落札資格停止の解除）

第10条 病院事業庁長は、落札資格停止者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったときは、当該事業者について落札資格停止を解除するものとする。

（事案の報告等）

第11条 契約締結権者等は、所掌する物件関係契約において落札資格停止を要すると認められる事案が発生したとき、又は落札資格停止の期間を変更若しくは落札資格停止を解除する必要が認められるときは、第二号様式により病院事業庁長に報告するものとする。

（落札資格停止の通知）

第12条 病院事業庁長は、落札資格停止の措置（落札資格停止の期間変更及び解除を含む。）を決定したときは、その旨を当該事業者に対し第三号様式、第四号様式、又は第五号様式により通知するとともに出納局長に対し第六号様式又は第七号様式により通知するものとする。

- 2 第四条第二項又は同条第四項の規定により落札資格停止の決定を依頼した契約締結権者等には、第六号様式により落札資格停止の決定又は落札資格停止に該当しない

この決定を通知するとともに、当該入札等の無効についても通知するものとする。

(落札決定の取消し)

第13条 競争入札の指名を行っている事業者が、落札資格停止者となったときは、当該指名を取り消すものとする。

2 契約締結権者等は、物件関係契約につき落札決定を行ったが、契約書の作成が省略できない契約にあつて契約がまだ締結されていない間に、当該落札決定事業者に落札資格停止が行われたときは、当該落札決定を取り消すことができる。

(落札資格停止の期間の始期)

第14条 落札資格停止の期間の始期は、落札資格停止の決定があつた日の翌日とする。

2 落札資格停止者について、別の事案から再度落札資格停止を行う場合の始期は、再度落札資格停止を決定した日とし、再度通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第15条 落札資格停止者及び落札資格停止対象者については、随意契約の相手方としてはならない。ただし、契約締結権者等は、特別な事情があるときは、病院事業庁長へ協議し承認を得た場合に限り当該事業者を契約の相手方とすることができる。

2 前項の場合にあつては、契約締結権者等は、病院事業庁長報告を行うものとする。

(落札資格停止者が合併等をした場合の落札資格停止の効果)

第16条 落札資格停止者の業務が、合併、営業譲渡等により他の事業者を受け継がれた場合は、落札資格停止の効果は、業務を受け継いだ事業者に継承されるものとする。

(下請等の禁止)

第17条 契約締結権者等は、落札資格停止者及び落札資格停止対象者が物件関係契約を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(警告又は注意の喚起)

第18条 病院事業庁長は、落札資格停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該事業者に対し、第八号様式による書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表

資格停止要件	期 間
<p>第1 事故等に基づく基準 (虚偽記載)</p> <p>1 物件関係契約に係る入札等において、申請書、届出書等に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(過失による粗雑な製造等)</p> <p>2 物件関係契約の履行に当たり、故意若しくは過失により物件の製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたと認められるとき(かしが、軽微であると認められるときを除く。)</p> <p>(契約違反)</p> <p>3 前号に掲げる場合のほか、物件関係契約の履行に当たり、契約に違反し(落札決定又は契約の相手方を決定したにも関わらず契約を締結しない場合を含む。)、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた事故等)</p> <p>4 物件関係契約の履行に当たり、次の(1)又は(2)に掲げる事故が生じた場合において、安全管理の措置が不適切であったと認められるとき。</p> <p>(1)受注事業者の関係者以外の者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えた場合。</p> <p>(2)受注事業者の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合。</p>	<p>6か月 (第7条第2項第1号適用は2倍加重)</p> <p>1か月以上12か月以内 (第7条第2項第1号適用は1.5倍加重)</p> <p>2週間以上6か月以内 (第7条第2項第1号適用は1.5倍加重)</p> <p>1か月以上6か月以内 (過失が大きいと認められる場合は、適宜加重) (第7条第2項第1号)適用は1.5倍加重)</p> <p>1か月以上4か月以内 (過失が大きいと認められる場合は、適宜加重) (第7条第2項第1号)適用は1.5倍加重)</p>

<p>第2 贈賄及び不正行為等に基づく基準</p> <p>(贈賄)</p> <p>1 事業者の役員等若しくはその使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 県内外において、その業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>3 事業者の役員等若しくはその使用人が、競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>4 第1の各号及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物件関係の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>5 第1の各号及び前各号に掲げる場合のほか、事業者の代表役員等が、禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、物件関係の契約の相手方として不相当であると認められるとき。あるいは、禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告された者が、事業者の代表役員となり、物件関係の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(暴力的不法行為等)</p> <p>6 次の(1)から(10)のいずれかに該当するものとして関係行政機関から通報があり、契約の相手方として</p>	<p>24か月</p> <p>12か月 (第7条第2項第2号適用は24か月) (第8条適用は24か月)</p> <p>12か月 (第7条第2項第2号適用は24か月) (第8条適用は24か月)</p> <p>1か月以上12か月以内 (第7条第2項第1号適用は2倍加重)</p> <p>1か月以上12か月以内 (第7条第2項第1号適用は2倍加重) ただし、当該代表役員等が就任している場合は、審査会で期間等を決めるものとする。</p> <p>認定をした日から当該の期間を経過し、契約の相手</p>
---	--

<p>不相当であると認められるとき。</p>	<p>方として適当と認められる状態となるまで (第7条第2項第2号適用は2倍加重)</p>
<p>(1) 事業者の役員等が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が事業者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p>	<p>24か月</p>
<p>(2) 事業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>12か月</p>
<p>(3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p>	<p>9か月</p>
<p>(4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき。</p>	<p>6か月</p>
<p>(5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>3か月</p>
<p>(6) 事業者の役員等が、暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>6か月</p>
<p>(7) 事業者である個人又は事業者の役員若しくはその使用人が、業務に関し、暴力的行為(注1)を行ったと認められるとき。</p>	<p>1か月以上12か月以内</p>
<p>(8) 事業者が、三重県病院事業庁の発注する物件関係契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と下請契約を締結したとき。</p>	<p>3か月以上6か月以内</p>

<p>(9) 事業者が、三重県病院事業庁の発注する物件関係契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる資材会社等から資材、原材料等を購入し、又は産業廃棄物処理施設を使用したとき。</p>	<p>3か月以上6か月以内</p>
<p>(10) 事業者が、三重県病院事業庁の発注する物件関係契約の履行に当たり、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報又は契約締結権者等への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為であると認められるとき。</p>	<p>1か月</p>

(注1) 6(7)記載の暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の暴行、脅迫、傷害、毀棄等をいい、この条項は当該業務に関しこれらの暴力的行為を行ったと認められるときに適用する。

三重県病院事業条例

昭和四十一年十二月二十七日
三重県条例第六十号

改正	昭和四二年一二月二六日三重県条例第四八号	昭和四四年三月二五日三重県条例第八号
	昭和四五年三月二七日三重県条例第一一〇号	昭和四六年七月二七日三重県条例第二号
	昭和四八年三月三〇日三重県条例第一二〇号	昭和四八年四月二五日三重県条例第三号
	昭和四九年三月二九日三重県条例第八号	昭和四九年八月二日三重県条例第四〇号
	昭和五〇年三月七日三重県条例第八号	昭和五二年三月二八日三重県条例第九号
	昭和五三年三月二七日三重県条例第九号	昭和五六年七月四日三重県条例第二七号
	昭和五八年一月三十一日三重県条例第一号	昭和六〇年三月二九日三重県条例第一二〇号
	昭和六一年三月三十一日三重県条例第一五〇号	昭和六一年一〇月六日三重県条例第四六号
	昭和六三年三月二九日三重県条例第八号	平成元年三月二九日三重県条例第二〇号
	平成三年九月二七日三重県条例第二五〇号	平成四年六月三〇日三重県条例第三〇号
	平成六年三月二九日三重県条例第二五〇号	平成六年三月二九日三重県条例第三一号
	平成六年一〇月一日三重県条例第四四二号	平成六年一二月二二日三重県条例第五二〇号
	平成八年一二月二〇日三重県条例第四四九号	平成九年三月二五日三重県条例第一九号
	平成一〇年一二月二四日三重県条例第五四六号	平成一一年一〇月一五日三重県条例第四六号
	平成一二年三月二四日三重県条例第五〇六号	平成一三年三月二七日三重県条例第三六号
	平成一四年三月二六日三重県条例第三五一号	平成一四年七月二日三重県条例第五一〇号
	平成一四年一二月二六日三重県条例第七三九号	平成一五年三月一七日三重県条例第二九号
	平成一五年一二月二四日三重県条例第六四二号	平成一六年六月二五日三重県条例第五二〇号
	平成一七年一〇月二一日三重県条例第六六五号	平成一八年三月二八日三重県条例第三五号
	平成一八年三月二八日三重県条例第四四七号	平成一八年九月二九日三重県条例第六七号
	平成二〇年三月二六日三重県条例第二三八号	平成二〇年七月一日三重県条例第三八号
	平成二〇年一二月二五日三重県条例第六三四号	平成二二年三月二九日三重県条例第一四号
	平成二二年六月三〇日三重県条例第四四四号	

三重県病院事業条例をここに公布する。

三重県病院事業条例

(病院事業の設置)

第一条 県民の健康保持に必要な医療を提供するため、三重県病院事業（以下「病院事業」という。）を設置する。

(経営の基本)

第二条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 病院事業が経営する病院（以下「病院」という。）の名称、位置、診療科目及び病床数は、別表第一のとおりとする。

(財務規定等を除く地方公営企業法の適用日)

第三条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第二条第三項及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第一条第一項の規定に基づき、病院事業に法第二条第二項に規定する財務規定等を除く法の規定を、平成十一年四月一日から適用する。

(管理者及び組織)

第四条 病院事業の管理者の職名は、病院事業庁長とする。

2 法第十四条の規定に基づき、病院事業の管理者の権限に属する事務を処理させるため、三重県病院事業庁を置く。

(休診日)

第五条 病院においては、外来患者に対する休診日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、急を要する患者については、休診日においても診療を行う。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(診療時間)

第六条 病院においては、外来患者に対する診療時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までの間で病院事業の管理者が別に定める時間とする。ただし、急を要する患者については、診療時間以外の時間においても診療を行う。

(診療を受けるための手続)

第七条 外来患者は、あらたに診療を受けようとするときは、企業管理規程の定めるところにより、診療を受けるための手続をしなければならない。

(入院の許可)

第八条 入院して診療を受けようとする患者又はその保護者は、病院事業の管理者の許可を受けなければならない。

(入院の手続)

第九条 前条の入院の許可を受けた者は、企業管理規程の定めるところにより、入院するための手続をしなければならない。

(外来患者、入院患者等に対する指示)

第十条 病院事業の管理者は、病院の施設及び物品の保全、院内の衛生の保持その他病院の管理上必要があると認めるときは、当該職員に、外来患者、入院患者その他の関係者に対し、必要な指示をさせることができる。

(退院)

第十一条 入院患者は、退院しようとするときは、病院事業の管理者に申し出なければならない。

2 病院事業の管理者は、入院患者が次の各号の一に該当するときは、退院を命ずることができる。

一 入院診療の必要がなくなつたとき。

二 この条例若しくはこれに基づく企業管理規程又はこれらに基づく処分に従わなかつたとき。

(使用料等の額)

第十二条 病院で診療、処置等を受けた者、駐車場（三重県立総合医療センターの有料駐車場に限る。以下同じ。）を利用した者又は診断書、証明書等の交付を受けようとする者は、使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）を納付しなければならない。

2 前項に規定する使用料等の額は、別表第二に掲げるものにあつては同表に定める額とし、これら以外のものにあつては健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（以下これらを「診療報酬の算定方法」という。）、健康保険法第八十五条第二項及び第八十五条の二第二項並びに高齢者の医療の確保に関する法律第七十四条第二項及び第七十五条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第四項第一号及び第五十三条第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（三重県立一志病院において行う訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防居宅療養管理指導に限り適用する。）その他法令等により定められた算定方法に基づき算定した額（消費税法（昭和六十三年法律第八号）の規定に基づき消費税が課されるものにあつては、その額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（その額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。））とする。ただし、診療契約によるものについては、その契約額とする。

3 病院で診療、処置等を受けた者は、前項に定めるもののほか、別表第三の第一欄に定める区分に従い、同表第三欄に定める額を加算して納付しなければならない。

（使用料等の納付の時期）

第十三条 使用料等は、次の各号に掲げる区分により当該各号に定める時期に納付しなければならない。

一 使用料 診療、処置等を受けた直後（駐車場の利用の場合にあつては、その出場の時）

二 手数料 診断書、証明書等の交付を受ける時

2 前項第一号の規定にかかわらず使用料（駐車場の使用料を除く。）は、入院患者については毎月十五日及び月の末日又は退院の日に、診療契約をしたものについては契約に定めた日に納付しなければならない。

3 病院事業の管理者は、前二項の規定にかかわらず特別の事情があると認めるときは、毎月分の使用料を月の末日に納付させることができる。

（使用料等の減免）

第十四条 病院事業の管理者は、次の各号に掲げる使用料等について、当該各号に定める額の範囲内でその減免をすることができる。

一 その病症が学術研究上必要と認められる者の診療及び療養に係る使用料等 その全額

二 病院の長が診療の必要上特に病室を占用使用させた者の診療及び療養に係る使用料等 その全額

三 外来患者その他病院の長が特に必要と認められる者に係る駐車場の使用料 その全額

四 生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）の適用を受ける世帯の構成員が受けた同法の医療扶助の対象にならない健康診断等に係る手数料 その全額

五 生活保護法の適用を受ける者に準ずると認められる者の診療及び療養に係る使用料等 その半額

六 前各号に掲げる者以外の者で貧困その他特別の事情があると認められるものの診療及び療養に係る使用料等 その半額

（重要な資産の取得及び処分）

第十五条 法第三十三条第二項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が七千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ又は譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については一件二万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する職員の賠償責任の免除）

第十六条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第八項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が五十万円以上である場合とする。

（議会の同意を要する負担付きの寄附の受領等）

第十七条 病院事業の業務に関し、法第四十条第二項の規定に基づき、条例で定めるものは、負担附きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が七千万円以上のもの及び法律上累の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が百万円以上のもの（自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。）の事故による損害賠償の額の決定にあつては、当該決定に係る金額が一件につき自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第二条第一項第一号イに掲げる金額を超えるもの、医療に関して生じた事故による損害賠償の額の決定にあつては、当該決定に係る金額が一件につき一億円を超えるもの）とする。

（業務状況説明書類の提出）

第十八条 病院事業の管理者は、病院事業に関し、法第四十条の二第一項の規定に基づき、毎事業年度四月一日から九月三十日までの業務の状況を説明する書類を十一月三十日までに、十月一日から三月三十一日までの業務の状況を説明する書類を五月三十一日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、十一月三十日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、五月三十一日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

一 事業の概況

二 経理の状況

三 前二号に掲げるもののほか病院事業の経営状況を明らかにするため病院事業の管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむをえない事故により、第一項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかつた場合においては、病院事業の管理者は、できるだけすみやかにこれを提出しなければならない。

（指定管理者による管理）

第十九条 三重県立志摩病院（以下「志摩病院」という。）の管理は、地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて病院事業の管理者が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

2 議会の議員、知事、副知事並びに地方自治法第百八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員は、指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この項において「役員等」という。）たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第二十条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 診療、処置等の医療に関する業務

二 志摩病院の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理（病院事業の管理者が必要と認める事項に限る。）に関する業務

三 第二十九条第一項に規定する利用料金の收受等に関する業務

四 前三号に掲げるもののほか、病院事業の管理者が志摩病院の管理上必要と認める業務

2 第五条から第十一条までの規定は、指定管理者に前項の業務を行わせる場合について準用する。この場合において、第六条、第八条、第十条及び第十一条中「病院事業の管理者」とあるのは「指定管理者」と、第七条、第九条及び第十一条第二項第二号中「企業管理規程」とあるのは「指定管理者が病院事業の管理者の承認を受けて定める手続」と読み替えるものとする。

3 指定管理者に第一項の業務を行わせる場合においては、第五条及び第六条の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、指定管理者は、病院事業の管理者の承認を受けて、休診日及び診療時間を変更することができる。

（指定管理者の指定の申請）

第二十一条 指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、病院事業の管理者が別に定めるところにより、病院事業の管理者に申請しなければならない。

- 一 志摩病院の事業計画書
- 二 定款、寄附行為その他これらに準ずる書類
- 三 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- 四 申請の日の属する事業年度の前事業年度（次号において「前事業年度」という。）における財産目録、貸借対照表、損益計算書その他指定を受けようとするものの財務状況を明らかにする書類
- 五 前事業年度における事業報告書その他指定を受けようとするものの業務内容を明らかにする書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、病院事業の管理者が特に必要なものとして別に定める書類
（指定管理者の指定）

第二十二條 病院事業の管理者は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準によりその申請を審査しなければならない。

- 一 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
 - 二 事業計画の内容が、志摩病院の施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
 - 三 事業計画の内容が、志摩病院の効用を最大限發揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
 - 四 事業計画の内容が、志摩病院の施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
 - 五 指定を受けようとするものが、事業計画に沿つた管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。
- 2 病院事業の管理者は、前項の審査に当たつては、次条第二項の調査審議の結果を踏まえることとし、志摩病院を最も効果的に管理することができるものと認めたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

（選定委員会）

第二十三條 前条第一項の審査を適正に行うため、知事の附属機関として、指定管理者の選定に関する委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
 - 一 審査基準及び配点表の作成に関する事項
 - 二 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、指定管理者の選定を行うに当たつて必要な事項
- 3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。
 - 一 医師その他の医療関係者
 - 二 病院経営について学識経験を有する者
 - 三 前二号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者
- 5 委員の任期は、任命の日から前条第二項の規定により指定管理者を指定する日までとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（指定等の告示）

第二十四條 病院事業の管理者は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

- 一 第二十二條第二項の規定により指定管理者を指定したとき。
- 二 地方自治法第二百四十四條の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 三 第二十九條第二項の規定により読み替えて準用する第十二條第二項及び第三項に規定する利用料金を承認したとき。

（協定の締結）

第二十五條 病院事業の管理者は、指定管理者と次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

- 一 志摩病院の管理に関する事項
- 二 次条に規定する事業報告書に関する事項
- 三 地方自治法第二百四十四條の二第十一項に規定する指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- 四 管理の業務を行うに当たつて保有する個人情報の保護に関する事項
- 五 県が支払うべき管理費用に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、病院事業の管理者が必要と認める事項

（事業報告書の作成及び提出）

第二十六条 指定管理者は、毎年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、病院事業の管理者に提出しなければならない。ただし、年度の途中において地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して一月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、病院事業の管理者に提出しなければならない。

- 一 志摩病院の管理の業務の実施状況及び利用状況
- 二 第二十九条第一項に規定する利用料金の収入の実績
- 三 志摩病院の管理の業務に係る経費の収支状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、志摩病院の管理の業務の実態を把握するために必要な事項
(業務状況の聴取等)

第二十七条 病院事業の管理者は、志摩病院の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務又は経理の状況に関し毎年度一回又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(病院事業の管理者による管理)

第二十八条 病院事業の管理者は、地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、志摩病院に係る管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(利用料金)

第二十九条 指定管理者は、志摩病院の利用に係る料金(第十二条第二項及び第三項に規定するもののうち、別表第二第二号の項及び第三号の項口に掲げる文書料等を除いたものをいう。以下この条において「利用料金」という。)を自己の収入として收受するものとする。

- 2 第十二条第二項及び第三項の規定は、前項の利用料金について準用する。この場合において、同条第二項中「使用料等」とあるのは「利用料金」と、「同表に定める額」とあるのは「同表に定める額の範囲内で指定管理者が病院事業の管理者の承認を受けて定める額」と、同条第三項中「同表第三欄に定める額」とあるのは「同表第三欄に定める額の範囲内で指定管理者が病院事業の管理者の承認を受けて定める額」と読み替えるものとする。
- 3 利用料金は、診療、処置等を受けた直後に納付しなければならない。ただし、指定管理者がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。
- 4 指定管理者は、公益上必要があると認められる者又は貧困その他特別の事情があると認められる者に対しては、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(原状回復義務)

第三十条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなつた志摩病院の施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、病院事業の管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第三十一条 指定管理者は、故意又は過失により志摩病院の施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによつて生じた損害を県に賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第三十二条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であつた者は、志摩病院の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(他の条例との関係)

第三十三条 この条例に定めるもののほか、三重県税外収入通則条例(昭和三十九年三重県条例第十三号)に定める事項については、その定めるところによる。

(企業管理規程への委任)

第三十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

(罰則)

第三十五条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第十条の規定による指示に従わなかつた者

二 第十一条第二項の規定による退院命令に従わなかつた者

附 則

- 1 この条例は、昭和四十二年一月一日から施行する。
- 2 昭和四十二年一月一日から同年三月三十一日までの間に行なわれる資産の取得及び処分に対する第十三条の規定の適用については、同条中「地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第三十三条第二項の規定により予算で定め」とあるのは、「地方公営企業法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十号）附則第二条第三項の規定により適用される地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第三十三条第二項の規定により議会の議決を経」とする。

- 3 次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 三重県立病院の業務状況を説明する書類の作成に関する条例（昭和三十八年三重県条例第十号）
- 二 三重県立病院条例（昭和三十九年三重県条例第三十一号。以下「旧条例」という。）
- 三 三重県立病院に地方公営企業法の規定の一部を適用する条例（昭和三十九年三重県条例第七十三号）

- 4 この条例施行の際、現に旧条例の規定によつてなされた許可、指示、申請その他の処分又は手続は、この条例の相当規定によつてなされた許可、指示、申請その他の処分又は手続とみなす。

附 則（昭和四十二年十二月二十六日三重県条例第四十八号）

- 1 この条例は、昭和四十三年一月一日から施行する。
- 2 この条例の公布の日の前日に現に入院する者が、この条例施行の日以後も引き続いて入院している場合における入院加算料の額は、この条例による改正後の三重県病院事業条例別表第三の規定にかかわらず、昭和四十三年三月三十一日までの間については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十四年三月二十五日三重県条例第八号）

- 1 この条例は、昭和四十四年四月一日から施行する。
- 2 この条例の公布の日の前日に現に入院している者が、この条例施行の日以後も引き続いて入院している場合における入院加算料の額は、この条例による改正後の三重県病院事業条例別表第三の規定にかかわらず、昭和四十四年六月三十日までの間においては、なお従前の例による。

附 則（昭和四十五年三月二十七日三重県条例第十一号）

この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十六年七月二十七日三重県条例第二十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十八年三月三十日三重県条例第十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十八年四月二十五日三重県条例第三十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十九年三月二十九日三重県条例第八号）

- 1 この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際三重県立大学医学部附属塩浜病院から引き続いて三重県立中央病院に通院又は入院しようとする者は、改正後の三重県病院事業条例第五条から第七条までの規定による許可等の手続を経たものとみなす。

附 則（昭和四十九年八月二日三重県条例第四十号）

この条例は、昭和四十九年九月一日から施行する。

附 則（昭和五十年三月七日三重県条例第八号）

- 1 この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の公布の日の前日に現に入院している者が、この条例施行の日以後も引き続いて入院している場合における入院加算料の額は、改正後の三重県病院事業条例別表第三の規定にかかわらず、昭和五十年六月三十日までの間は、なお従前の例による。

附 則（昭和五十二年三月二十八日三重県条例第九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十三年三月二十七日三重県条例第九号）

- 1 この条例は、昭和五十三年五月一日から施行する。

- 2 この条例の公布の日の前日に現に入院している者が、この条例の施行の日以後も引き続いて入院している場合における入院加算料の額は、改正後の三重県病院事業条例別表第三の規定にかかわらず、昭和五十三年六月三十日までの間は、なお従前の例による。

附 則（昭和五十六年七月四日三重県条例第二十七号）

- 1 この条例は、昭和五十六年八月一日から施行する。
- 2 この条例の公布の日の前日に現に入院している者が、この条例施行の日以後も引き続いて入院している場合における診療料の額は、改正後の三重県病院事業条例別表第二の規定にかかわらず、昭和五十六年十月三十一日までの間は、なお従前の例による。

附 則（昭和五十八年一月三十一日三重県条例第一号）

この条例は、昭和五十八年二月一日から施行する。

附 則（昭和六十年三月二十九日三重県条例第十二号）

- 1 この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。
- 2 三重県立草の実学園条例（昭和三十九年三重県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和六十一年三月三十一日三重県条例第十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十一年十月六日三重県条例第四十六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十三年三月二十九日三重県条例第八号）

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（平成元年三月二十九日三重県条例第二十号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年四月一日（中略）から施行する。
- 附 則（平成三年九月二十七日三重県条例第二十五号）
この条例は、平成三年十月一日から施行する。
- 附 則（平成四年六月三十日三重県条例第三十号）
この条例は、規則で定める日から施行する。（平成四年六月三重県規則第四十六号で、同四年八月一日から施行）

附 則（平成六年三月二十九日三重県条例第二十五号）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。（平成六年九月三重県規則第八十八号で、同六年十月一日から施行）
- 2 この条例の施行の際現に改正前の三重県病院事業条例による三重県立総合塩浜病院に通院し、又は入院している者が引き続いて改正後の三重県病院事業条例（以下「新条例」という。）による三重県立総合医療センターに通院し、又は入院しようとする場合には、新条例第五条から第七条までの規定による手続を経たものとみなす。

附 則（平成六年三月二十九日三重県条例第三十一号）

この条例は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成六年十月一日三重県条例第四十四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年十二月二十二日三重県条例第五十二号）

- 1 この条例は、平成七年二月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成八年十二月二十日三重県条例第四十四号）

この条例は、平成九年一月一日から施行する。

附 則（平成九年三月二十五日三重県条例第十九号）

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成十年十二月二十四日三重県条例第五十四号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に改正前の三重県病院事業条例の規定によってなされた許可、指示、申請その他の処分又は手続は、この条例の相当規定によってなされた許可、指示、申請その他の処分又は手続とみなす。

附 則（平成十一年十月十五日三重県条例第四十六号）

1 この条例は、平成十一年十一月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に改正前の三重県病院事業条例の規定によってなされた許可、指示、申出その他の処分又は手続は、この条例の相当規定によってなされた許可、指示、申出その他の処分又は手続とみなす。

附 則（平成十二年三月二十四日三重県条例第五十号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年三月二十七日三重県条例第三十六号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十六日三重県条例第三十五号）

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年七月二日三重県条例第五十一号）

この条例は、平成十四年八月一日から施行する。

附 則（平成十四年十二月二十六日三重県条例第七十三号）

この条例は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月十七日三重県条例第二十九号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年十二月二十四日三重県条例第六十四号）

この条例は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則（平成十六年六月二十五日三重県条例第五十二号）

この条例は、平成十六年七月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則（平成十七年十月二十一日三重県条例第六十六号）

この条例は、平成十八年一月一日から施行する。

附 則（平成十八年三月二十八日三重県条例第三十五号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年三月二十八日三重県条例第四十四号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年九月二十九日三重県条例第六十七号）

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十六日三重県条例第二十三号）

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年七月一日三重県条例第三十八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年十二月二十五日三重県条例第六十三号）

この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。

附 則（平成二十二年三月二十九日三重県条例第十四号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の三重県病院事業条例の規定によりなされた許可、指示、申出その他の処分又は手続は、この条例による改正後の三重県病院事業条例（次項において「新条例」という。）の規定によりなされた許可、指示、申出その他の処分又は手続とみなす。

（準備行為）

3 新条例第十九条第一項の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

附 則（平成二十二年六月三十日三重県条例第四十四号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第一（第二条関係）

名称及び位置	診療科目	病床数
三重県立総合医療センター（四日市市）	内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、脳神経外科、小児科、産婦人科、整形外科、リハビリテーション科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、精神科、神経内科、放射線科、麻酔科	床 一般病床 四四二 感染症病床 四
三重県立こころの医療センター（津市）	精神科、神経科、内科、歯科	精神病床 四〇〇
三重県立一志病院（津市）	内科、外科、小児科、産婦人科、整形外科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科	一般病床 四六 療養病床 四四
三重県立志摩病院（志摩市）	内科、循環器科、外科、脳神経外科、小児科、産婦人科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、精神科、神経内科、放射線科	一般病床 二五〇 精神病床 一〇〇

別表第二（第十二条関係）

区分	単位	金額
一 診療料（自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の適用のあるものに限る。）		診療報酬の算定方法に基づく一点の単価に二・〇を乗じて算定した額
二 文書料	一通につき	円
イ 国民年金の受給に係る診断書及びこれに類するもの		四、三〇〇
ロ 生命保険等の請求に係る診断書及び証明書		三、八〇〇
ハ 死亡診断書		二、九〇〇
ニ 出生証明書及び死産証書		二、一〇〇
ホ 領収証明書		九〇〇
（イ） 証明期間が一月以内のもの		
（ロ） 証明期間が一月を超えるもの		九〇〇円に証明期間が一月を超えるごとに二〇〇円を加算した額
ヘ 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）に係る証明書及びこれに類するもの		五、六七〇円以下で病院事業の管理者が定める額
ト その他の診断書及び証明書		
（イ） 医師による証明を要するものでその内容が複雑なもの		二、九〇〇
（ロ） 医師による証明を要するものでその内容が簡易なもの		一、七〇〇
（ハ） 医師による証明を要しないもの		九〇〇
（ニ） 法令等によりその額が定められているもの		当該法令等で定める額
三 死体検案料		
イ 死体検案料	一件につき	九、一〇〇

ロ 死体検案書料	一通につき	二、九〇〇
四 死体処理料	一件につき	七、二〇〇円以下で病院事業の管理者が定める額
五 洗濯料		
イ 従量制	一件につき	三一〇円以下で病院事業の管理者が定める額
ロ 定額制	一月につき	実費を基準として病院事業の管理者が定める額
六 県有自動車使用料	一キロメートルにつき	八〇
七 分べん料	一件につき	一八七、〇〇〇円以下で病院事業の管理者が定める額
八 人工妊娠中絶料	一件につき	一四九、〇〇〇円以下で病院事業の管理者が定める額
九 新生児管理料	一日につき	八、五〇〇円以下で病院事業の管理者が定める額
十 新生児介補料	一日につき	四、〇〇〇円以下で病院事業の管理者が定める額
十一 乳児介補料	一日につき	五九〇円以下で病院事業の管理者が定める額
十二 予防接種料	一件につき	診療報酬の算定方法により算定した初診料、注射料、薬剤料等を合算した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を基準として病院事業の管理者が定める額
十三 医療相談料	一件につき	一〇、五〇〇円以下で病院事業の管理者が定める額
十四 生命保険等に係る医師面談料	一件三十分につき	五、二五〇
十五 駐車場の使用料		
イ 利用時間が一時間以内の場合	一台につき	一〇〇
ロ 利用時間が一時間を超える場合		一〇〇円に利用時間が一時間を超えるごとに一〇〇円を加算した額
十六 その他療養の給付に直接関係のないサービス等	一件につき	実費を基準として病院事業の管理者が定める額

別表第三（第十二条関係）

区分	単位	金額（円）
一 特別室の使用	一日につき	
イ 消費税法別表第一第八号に係る場合		
（イ） S室		一五、〇〇〇
（ロ） A室		六、〇〇〇
（ハ） B室		五、〇〇〇
（ニ） C室		四、〇〇〇
（ホ） D室		三、〇〇〇
（ヘ） E室		二、五〇〇
（ト） F室		二、〇〇〇

(チ) G室		一、〇〇〇
ロ その他の場合		一五、七五〇
(イ) S室		六、三〇〇
(ロ) A室		五、二五〇
(ハ) B室		四、二〇〇
(ニ) C室		三、一五〇
(ホ) D室		二、六二〇
(ヘ) E室		二、一〇〇
(ト) F室		一、〇五〇
(チ) G室		
二 非紹介患者の初診(病床数が二百以上の病院について受けた初診(緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。)をいう。)	一回につき	診療報酬の算定方法による初診料等の一部負担金を基準として病院事業の管理者が定める額
三 入院期間が百八十日を超える入院(厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が百八十日を超えた日以後の入院(厚生労働大臣が定める状態等にある者に係るものを除く。)をいう。)	一日につき	高齢者の医療の確保に関する法律並びに保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十五号)及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十六号)の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を基準として病院事業の管理者が定める額

改正	平成一二年 三月二四日三重県病院事業 庁管理規程第三〇号	平成一三年 三月三〇日三重県病院事業 庁管理規程第二号
	平成一四年 七月三〇日三重県病院事業 庁管理規程第一五号	平成一五年 三月二八日三重県病院事業 庁管理規程第五号
	平成一五年一二月二四日三重県病院事業 庁管理規程第一五号	平成一六年 三月三十一日三重県病院事業 庁管理規程第五号
	平成一六年 六月二五日三重県病院事業 庁管理規程第八号	平成一七年 三月三十一日三重県病院事業 庁管理規程第六号
	平成一八年 三月二八日三重県病院事業 庁管理規程第六号	平成一八年 九月二二日三重県病院事業 庁管理規程第一四号
	平成一九年 三月三〇日三重県病院事業 庁管理規程第四号	平成一九年 六月二九日三重県病院事業 庁管理規程第一〇号
	平成一九年 八月三十一日三重県病院事業 庁管理規程第一三号	平成二〇年 三月二八日三重県病院事業 庁管理規程第四号
	平成二〇年 六月一三日三重県病院事業 庁管理規程第八号	平成二〇年 七月 一日三重県病院事業 庁管理規程第一四号
	平成二〇年一二月一六日三重県病院事業 庁管理規程第一五号	平成二〇年一二月二五日三重県病院事業 庁管理規程第一六号
	平成二一年 三月二七日三重県病院事業 庁管理規程第四号	平成二一年 七月二四日三重県病院事業 庁管理規程第一九号
	平成二一年 九月三〇日三重県病院事業 庁管理規程第二〇号	平成二二年 三月二九日三重県病院事業 庁管理規程第一号

三重県病院事業条例施行規程をここに公布する。

三重県病院事業条例施行規程

(権限委任)

第一条 三重県病院事業条例（昭和四十一年三重県条例第六十号。以下「条例」という。）第八条、第十条、第十一条、第十三条第三項及び第十四条に規定する病院事業の管理者の権限は、病院事業が経営する病院の長（条例第十九条第一項の規定により指定管理者が管理する病院の長を除く。以下「院長」という。）に委任する。

(診療を受けるための手続)

第二条 条例第七条の規定により新たに診療を受けようとする外来患者は、外来患者受診申込書（第一号様式）に定められた事項を記入して院長に提出しなければならない。

(入院の手続)

第三条 条例第八条の規定により入院の許可を受けようとする患者又はその保護者は、入院申込書（第二号様式）を院長に提出しなければならない。

2 院長は、前項の申込みを許可したときは、速やかに申込者に通知しなければならない。

第四条 削除

(手術の手続)

第五条 手術を受けようとする者は、あらかじめ別に院長が定める手術承諾書を院長に提出しなければならない。

(使用料等の額)

第六条 条例別表第二に規定する病院事業の管理者が定める額は、別表第一のとおりとする。

2 条例別表第三に規定する病院事業の管理者が定める額は、別表第二のとおりとする。

(使用料等の減免申請)

第七条 条例第十四条第四号から第六号までに規定する使用料等の減免を受けようとする者は、市町村長又は社会福祉事務所長その他これを証明する資格を有する者の証明書を添えて、使用料等減免

申請書（第三号様式）を院長に提出しなければならない。

（補則）

第八条 この管理規程に定めるもののほか、病院事業が経営する病院の管理に関し必要な事項は、院長又は指定管理者が病院事業の管理者の承認を得て定める。

附 則

この管理規程は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十四日三重県病院事業庁管理規程第三十号）

この管理規程は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年三月三十日三重県病院事業庁管理規程第二号）

この管理規程は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年七月三十日三重県病院事業庁管理規程第十五号）

この管理規程は、平成十四年八月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月二十八日三重県病院事業庁管理規程第五号）

1 この管理規程中第一条の規定は平成十五年四月一日から、第二条の規定は同年五月一日から施行する。

2 この管理規程の施行前に改正前の三重県病院事業条例施行規程に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成十五年十二月二十四日三重県病院事業庁管理規程第十五号）

この管理規程は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則（平成十六年三月三十一日三重県病院事業庁管理規程第五号）

この管理規程中第一条の規定は平成十六年四月一日から、第二条の規定は同年六月一日から施行する。

附 則（平成十六年六月二十五日三重県病院事業庁管理規程第八号）

この管理規程は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月三十一日三重県病院事業庁管理規程第六号）

この管理規程は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年三月二十八日三重県病院事業庁管理規程第六号）

この管理規程は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年九月二十二日三重県病院事業庁管理規程第十四号）

1 この管理規程は、平成十八年十月一日から施行する。

2 この管理規程の施行の際現に改正前の三重県病院事業条例施行規程の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成十九年三月三十日三重県病院事業庁管理規程第四号）

この管理規程は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年六月二十九日三重県病院事業庁管理規程第十号）

この管理規程は、平成十九年七月一日から施行する。

附 則（平成十九年八月三十一日三重県病院事業庁管理規程第十三号）

この管理規程は、平成十九年九月一日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十八日三重県病院事業庁管理規程第四号）

この管理規程は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年六月十三日三重県病院事業庁管理規程第八号）

この管理規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年七月一日三重県病院事業庁管理規程第十四号）

この管理規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年十二月十六日三重県病院事業庁管理規程第十五号）

この管理規程は、平成二十年十二月十九日から施行する。

附 則（平成二十年十二月二十五日三重県病院事業庁管理規程第十六号）

この管理規程は、平成二十一年一月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月二十七日三重県病院事業庁管理規程第四号）

この管理規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年七月二十四日三重県病院事業庁管理規程第十九号）

この管理規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十一年九月三十日三重県病院事業庁管理規程第二十号）

この管理規程は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則（平成二十二年三月二十九日三重県病院事業庁管理規程第一号）

- 1 この管理規程は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表第二備考の改正規定は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 2 この管理規程の施行前にこの管理規程による改正前の三重県病院事業条例施行規程の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この管理規程による改正後の三重県病院事業条例施行規程の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表第1（第6条関係）

区分	単位	金額
1 文書料（公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）に係るものに限る。）	1 通につき	円
イ 主治医診断報告書		5,670
ロ 医学的検査結果報告書		4,830
ハ 主治医意見書		3,150
ニ 療養日数確認証明書		420
2 死体処理料	1 件につき	7,200
3 洗濯料		
イ ころの医療センター	1 月につき	
（イ）入院日数が同一の月において15日以上 のとき		5,700
（ロ）入院日数が同一の月において14日以内 のとき		2,850
ロ その他の病院	1 件につき	
（イ）下着、靴下、ハンカチ、タオル、Tシャツ、 布おむつその他これらに類するもの		50
（ロ）寝巻、襟付きシャツ、運動着、浴衣、パ スタオルその他これらに類するもの		100
（ハ）上衣、ズボン、スカート、セーター、ワ ンピースその他これらに類するもの		150
（ニ）防水シーツ、失禁マットその他これらに 類するもの		200
4 分べん料（1児を1件とし、多胎の場合の2児 以上については、時間内料金とする。）	1 件につき	
イ 時間内の場合		172,000
ロ 時間外の場合		178,000
ハ 深夜又は休日の場合		187,000
5 人工妊娠中絶料	1 件につき	
イ 11週まで		
（イ）経産婦		84,000
（ロ）未産婦		91,000
ロ 12週以上		149,000
6 新生児管理料	1 日につき	8,500
7 新生児介補料	1 日につき	
イ 消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1 第8号に係る場合		3,810

ロ	その他の場合		4,000
8	乳児介補料	1日につき	
イ	消費税法別表第1第8号に係る場合		570
ロ	その他の場合		590
9	予防接種料	1件につき	
イ	総合医療センター		
	(イ) 予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定によるもの		
	(1) ジフテリア、百日ぜき及び破傷風(3種混合)		7,900
	(2) ジフテリア及び破傷風(2種混合)		6,600
	(3) 急性灰白髄炎(ポリオ)		6,900
	(4) 麻しん及び風しん		12,200
	(5) 麻しん		8,800
	(6) 風しん		8,900
	(7) 日本脳炎		
	a 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン製剤を使用するもの		7,700
	b その他のもの		6,900
	(8) インフルエンザ		4,100
	(9) 結核		9,000
	(ロ) その他のもの		
	(1) 水痘		10,700
	(2) おたふくかぜ		7,600
	(3) B型肝炎		8,400
	(4) 細菌性髄膜炎		9,500
ロ	その他の病院		
	(イ) 予防接種法の規定によるもの		
	(1) ジフテリア、百日ぜき及び破傷風(3種混合)		7,700
	(2) ジフテリア及び破傷風(2種混合)		6,500
	(3) 急性灰白髄炎(ポリオ)		6,000
	(4) 麻しん及び風しん		10,700
	(5) 麻しん		7,300
	(6) 風しん		7,400
	(7) 日本脳炎		
	a 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン製剤を使用するもの		7,600
	b その他のもの		6,800
	(8) インフルエンザ		3,800
	(9) 結核		7,500
	(ロ) その他のもの		
	(1) 水痘		9,200
	(2) おたふくかぜ		7,500
	(3) B型肝炎		6,900
	(4) 細菌性髄膜炎		8,700
10	ウイルス抗体価検査料	1項目につき	750
11	医療相談料	1件につき	
イ	女性健康相談(相談時間は30分以内とし、三		5,250

	重県立総合医療センターに限る。) ロ こころのケア相談（相談時間は30分以内とし、三重県立こころの医療センターに限る。） ハ セカンドオピニオン（診断及び治療法について、主治医以外の医師が提示する医療上の意見をいう。相談時間は1時間以内とし、三重県立総合医療センターに限る。）		2,620 10,500
12	診察券の再交付料	1枚につき	200
13	エックス線等フィルムの複写料及び複製料 イ 複写料 （イ）半切 620 （ロ）大角 580 （ハ）大四ツ切 550 （ニ）四ツ切 470 （ホ）六ツ切 450 （ヘ）B4 560 ロ 複製料 （イ）光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。） 520	1枚につき	
14	薬剤容器料 イ 大（容量300cc以上） 60 ロ 中（容量30cc以上300cc未満） 40 ハ 小（容量30cc未満） 20	1個につき	
15	製氷器使用料	1回につき	50
16	電気機器使用料	1日につき	80
17	その他療養の給付に直接関係のないサービス等（実費徴収できるものに限る。）	1件につき	実費に相当する額

備考

- 1 時間内とは午前8時30分から午後5時15分までの時間を、時間外とは時間内及び深夜以外の時間を、深夜とは午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。ただし、土曜日にあつては、深夜以外の時間については時間外とする。
- 2 休日とは、前号に規定する時間区分にかかわらず、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。

別表第2（第6条関係）

区分	消費税法の適用区分	病院名等	単位	金額（円）
1 非紹介患者の初診	イ 消費税法別表第1第8号に係る場合	（イ）三重県立総合医療センター	1回につき	2,500
		（ロ）三重県立志摩病院	1回につき	1,000
	ロ その他の場合	（イ）三重県立総合医療センター	1回につき	2,620
		（ロ）三重県立志摩病院	1回につき	1,050
2 入院期間が180日を超える入院	イ 消費税法別表第1第8号に係る場合	（イ）三重県立総合医療センター	1回につき	2,330 (特定患者の入院にあつては1,390)

	(ロ) 三重県立一志 病院 (一般病棟)	1日につき	1,630 (特定患者の入院に あつては1,390)
	(ハ) 三重県立一志 病院 (療養病棟)	1日につき	1,780 (老人医療受給対象 者にあつては1,690)
	(ニ) 三重県立志摩 病院	1日につき	1,950 (特定患者の入院に あつては1,390)
ロ その他の場合	(イ) 三重県立総合 医療センター	1回につき	2,440 (特定患者の入院に あつては1,450)
	(ロ) 三重県立一志 病院 (一般病棟)	1日につき	1,710 (特定患者の入院に あつては1,450)
	(ハ) 三重県立一志 病院 (療養病棟)	1日につき	1,860 (老人医療受給対象 者にあつては1,770)
	(ニ) 三重県立志摩 病院	1日につき	2,040 (特定患者の入院に あつては1,450)

備考 特定患者とは、同一の病院に引き続き90日を超えて入院する患者で、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1に規定する特定入院基本料を算定するものをいう。

第1号様式
(第2条関係)

科	カルテ 番号	※			年 月 日
外来患者受診申込書					
患 者	住 所				
	氏 名				
	性 別	男 女	生年 月日	年 月 日生 (歳)	
費用区分					
保 護 者	住 所				
	氏 名				
	患者の 続 柄		生年 月日	年 月 日生 (歳)	

備考 ※欄は記入しないこと。

規格A6

入 院 申 込 書

三重県立 院長 あて

病院への入院を申し込みます。入院中は、病院の諸規則及び療養上の指示に従います。これに違反した場合は、退院を命じられても異議ありません。

患者の診療費等の支払いが、病院指定の支払日から遅れた場合は、連帯保証人が患者本人又は支払義務者と連帯して必ず支払います。

		年 月 日	
患 者	ふりがな		職業
	氏 名	印	
	生年月日	年 月 日 (才)	性別
	現住所	〒□□□-□□□□	
		電話 — —	
者	名称		
	勤務先住所	〒□□□-□□□□	
		電話 — —	

備考 氏名欄に押印してください。

兼 身 支 元 引 受 人 義 務 者 (保 護 者)	ふりがな		患者との関係
	氏 名	印	
	生年月日	年 月 日 (才)	性別
	現住所	〒□□□-□□□□	
		電話 — —	

- 備考1 患者に関する一切の事柄を引き受けていただく成年の方。未成年の場合は、保護者を記入してください。
2 氏名欄に押印してください。

連 帯 保 証 人	ふりがな		患者との関係
	氏 名	印	
	生年月日	年 月 日 (才)	性別
	現住所	〒□□□-□□□□	
		電話 — —	

- 備考1 患者と別に生計を営んでいる支払能力のある成年の方をお願いします。
2 自筆で記入し、氏名欄に押印してください。

規格A4

使用料等減免申請書

年 月 日

三重県立 院長 あて

患者又は保護者 住 所
氏 名
生年月日

私は、(下記の者に係る)病院の使用料(手数料)について、次のとおり減免して
ほしいので、証明書を添えて申請します。

記

住 所

患者氏名

使用料(手数料)額 円

減免区分 全額 半額

減 免 額 円

減免理由

備考 申請者が患者である場合は、記の住所及び患者氏名の記入は不要です。

規格A4